

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月30日

【会社名】 ケイヒン株式会社

【英訳名】 THE KEIHIN CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉 山 光 延

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸3丁目4番20号

【電話番号】 03-3456-7825（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 荒 井 正 俊

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸3丁目4番20号

【電話番号】 03-3456-7825（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 荒 井 正 俊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
ケイヒン株式会社（横浜地区）
（神奈川県横浜市鶴見区大黒埠頭15番地2）
ケイヒン株式会社（名古屋地区）
（愛知県名古屋市中川区玉船町2丁目1番地）
ケイヒン株式会社（大阪地区）
（大阪府大阪市北区大淀南1丁目5番1号）
ケイヒン株式会社（神戸地区）
（兵庫県神戸市中央区小野浜町11番47号）

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2026年4月30日（移転完了確認通知日）

(2) 当該事象の内容

当社は、横浜市が推進する山下ふ頭再開発事業に伴い、当社山下埠頭流通センター（神奈川県横浜市中区）の移転を進めてまいりましたが、2026年4月30日付けで移転が完了いたしました。また、当該移転に際し、物件移転補償金917百万円を受領いたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響

当該事象により、2027年3月期の連結損益計算書及び損益計算書において、過年度に受領済みの物件移転補償金等を含む1,884百万円を特別利益に計上いたします。また同センターの閉鎖・解体による解体費用385百万円を特別損失に計上いたします。

以上